

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	14 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

国民年金の加入手続は母親が行った。45年前のことなので母親も細かいことまで記憶していないが、A市の勧めで入ったと思う。我が家は自営業を営み、私が跡を継いだ。申立期間の国民年金保険料は母親が納付していた。

昭和63年11月に結婚し、そのころに妻のことできちんとしなければならぬと考え、社会保険事務所(当時)で手続した時に私の記録も確かめた覚えがある。私は自営業で国民年金しかない。満額になっているかどうか確認し、平成になってからも2回、計3回くらい国民年金納付記録を確認したが、いずれの時も、未納は無く、満額だと言われたので、その言葉を疑うこともなく、安心していった。60歳になった時に年金記録を再度確認したところ、39年の1年が保険料未納であると初めて言われ、納付できなかったが、仕方なく、60歳以降に任意加入して保険料を払って満額にした。

昭和39年ごろであれば、国民年金保険料は母親が支払っていたが、母親は、何か役所の人に来て、保険料を払ってくださいということだったので、それに従って必ず20歳から払ってきていると言っている。よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の時に申立人の母親がA市の勧めで国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿の前後の任意加入被保険者

の払出日及び申立人の20歳到達が昭和39年\*月\*日であることから、同時期から40年4月2日までの間に払い出されたことが推認でき、このころに加入手続が行われたとすると、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間当時、保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人と同じ時期に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、オンライン記録により、申立期間である昭和39年の誕生月から保険料を継続して10年間納付していることが推認できる。

さらに、申立人の氏名について、オンライン記録によれば、平成元年1月20日に「B」から「C」へ訂正されていることが確認できる上、申立人の国民年金被保険者原票には、「C」及び「B」と両方の氏名が記載されており、申立期間当時、申立人にかかる記録管理が不適切であった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間、同年7月から57年3月までの期間、58年7月から59年3月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで  
② 昭和56年7月から57年3月まで  
③ 昭和58年7月から59年3月まで  
④ 昭和60年7月から61年3月まで

私は結婚後、A市に転居したが、国民年金保険料を納付していなかった。時期ははっきりしないが、A市役所B支所から女性職員が来て、国民年金保険料が未納なので納付するようと言われ、「昭和44年4月分から3か月ごとに集金に來ます。」との説明を受けた。それ以降、同じ職員が欠かさず3か月ごとに訪問し、保険料を納付したことを記憶している。

ねんきん特別便が届き、保険料の未納期間があることを知った。この期間に家を離れることなく生活しており、集金が途切れたという記憶も無い。継続して保険料を納付していたにもかかわらず、昭和56年度、58年度、60年度と、1年ごとに7月から翌年3月までの同一期間が未納であるという記録は考えられない。現在の記録に納付できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に転居後、昭和44年4月から国民年金保険料の納付を始めて以降、申立期間を除いて未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人の昭和55年度から60年度の収納年月日の記載から見て、本来収納すべき時期とは異なる期間に収納されている記録が多数確認でき、そのことについて、同市によると、「記録すべき期間を誤った、もしくは納付方法の記録を誤った可能性が考えら

れる。」と回答しており、申立期間を通じて、適正な記録管理がなされていない可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の前後は、保険料を納付済みの期間の間又は納付済みと第3号被保険者期間の間である上、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、納付意識の高い申立人が、1年ごとに同一期間の保険料を未納とすることは考え難い。

加えて、申立期間①、②及び③については、国民年金被保険者原票の昭和55年度、56年度及び58年度の備考欄で保険料の納付督促が行われた記録が確認できるところ、A市によると、「嘱託推進員は、被保険者から過年度保険料についても預かり、金融機関で納付の代行も行っていた。」としていることから、申立人は、嘱託推進員を通じて過年度保険料を納付したと考えても不自然では無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年3月まで

20歳になってすぐに国民年金に加入し、その時から会社に来ていた女性の集金人に保険料を払っていた。記録では未納期間となっているが、加入手続をしているにもかかわらず1年も経過してから保険料を払い始めるのはおかしいことだと思う。当時、一緒に会社に住み込みで働いていた同僚は、その期間も漏れなく保険料を納付したことになる。集金人が会社に来て一緒に保険料を払っているのに、私だけ未納になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市内の会社に就職して会社の施設に住み込みで働いていたが、一緒に住み込み生活をしていた4歳年上の同僚が、国民年金制度発足時の昭和36年4月から保険料を納付していたため、20歳に達した38年ごろに国民年金への加入手続を行って当該同僚と一緒に保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は38年2月10日に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたと推認できることから、申立期間は、現年度納付が可能であったとみられる上、申立人は当時の収納方法である印紙検認方式を具体的に記憶している。

また、A市の国民年金被保険者名簿には、申立期間当時の申立人の住所として会社の所在地が記載されていることから、申立人が当時、会社に住み込みで勤務していたことが確認できる上、上記の同僚は、「当時、会社で申立人と一緒に生活しており、仕事も一緒だったので、集金人が訪問してきた場合、どちらかが不在であっても、お互いに立て替えるなど、確かに保険料を払ってい

た。」と供述しており、当該同僚は、申立期間において自身の保険料をすべて納付していることから、申立人についても申立期間において保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は11か月と短期間である上、申立期間を除くすべての期間の保険料は納付済みであり、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月

私は、高校を卒業して就職し、厚生年金保険に加入したが、結婚を契機に退職し、この期間を脱退手当金として受けとってしまった。国民年金は、サラリーマンの妻として、昭和47年5月に加入し、第3号被保険者期間を除き、65歳になるまで保険料を納付し続けてきたのに、この平成5年5月分だけが未納であることを知らされた。この月は、私の夫が60歳の定年を迎えた月であったが、私が、まだ60歳になっていなかったことから、夫は、退職前にA市役所で私の国民年金について相談してくれた上、退職後に私の国民年金の記録が途切れないように手続を行い、保険料も納付してくれた。

また、夫が在籍していた勤務先の規定では、60歳退職の場合、夫の誕生日である5月の月末の前日である30日が定年退職日であることは当初から承知しており、この5月分だけを納付していないことはあり得ず、納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、65歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間である平成5年5月は申立人の夫が60歳定年を迎えた月であり、その退職日は、同月の月末の前日の30日であったことを主張しているところ、申立人の夫が在籍していた事業所の就業規則の退職の事項には、「定年は満60歳、退職日は定年に達する月の末日前日」と規定されている上、申立人の夫が退職前の同月10日付けで通知された退職手当金に関する文書には、退職日が同月30日であることが明記されていることから、申立人

の夫が、自身の退職日を認識していたことがうかがえ、これについてA市では、申立人のように、第1号被保険者に該当した場合の種別変更の申請には、第3号被保険者の資格を喪失したことが確認できる証明書の提示が必要であったとしており、これらの事情から、申立人の夫は、自身の退職日を認識した上で、同時期に申立人の種別変更の手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金付加保険料の申出日は、平成5年6月15日と記録されており、この日に申立人の第1号被保険者資格取得届が提出されたとしても、同日の時点では、申立期間の保険料の納付期限は経過しておらず、申立人は申立期間の保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年12月までの国民年金保険料については、定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年12月まで

A市に住んでいたところに、新聞記事や友人との会話で年金のことで知り、老後のことを考えて国民年金に加入したが、その後、子供が結婚してB市に移ることになったので、仕事を持っていた妻はA市に残り、私は子供と一緒にB市へ転居した。

B市では、毎月5,000円前後の保険料を、納付用紙を持って市役所まで納めに行っていたことを覚えているが、一緒に納付していた者はおらず、妻も別に暮らしていたので、私が同市で納めていたことは知らない。

地震や引越などで、そのころの領収書等は紛失してしまい、今となっては証明するものは何も無いが、払えるかぎり保険料を納めていたと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の受給資格を満たした後も、意欲的に国民年金に任意加入して付加保険料と併せて保険料を納付しており、また、65歳になる直前にも、納付が可能であった1か月のみの保険料を付加保険料と併せて納付しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、B市が保管していた申立人の国民年金被保険者名簿には、氏名及び生年月日欄に当初、申立人の子の氏名及び生年月日が記載され、その後、申立人の氏名及び生年月日に訂正されていることが確認でき、これについて同市の保管する文書の中には、誤って申立人の子宛に納付書を送付した後、再度、申立人名義とした納付書を送付したとする文書が残存しており、加えて、同被保険者名簿には、申立人が昭和56年8月から付加保険料を申出していることが

記録されていることから、同市においても、申立人に対し、定額保険料と併せて付加保険料の納付書が発行されていたことが確認できる。

そのほか、申立人はB市に転居後、5,000円前後の保険料を同市役所で納めたと記憶しているところ、昭和57年度の保険料額は5,220円であり、付加保険料を併せると5,620円となり、おおむね一致しており、納付場所についても、同市では、申立期間において市役所内に設置された金融機関の出張窓口で納付可能であったとしていることから、申立内容の信憑<sup>びよう</sup>性は高い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和43年4月1日付けでA社本社から同社B事業所に転勤したにもかかわらず、同事業所の厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月1日になっている。転勤に際して厚生年金保険加入期間に1か月の空白期間ができるのは不自然であるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社内異動・昇格発令歴、B事業所健康保険組合の健康保険被保険者記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年4月1日に同社本社から同社B事業所C部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和43年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月31日から19年1月1日まで

私は、平成14年7月16日から18年12月31日まで、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、18年12月31日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされ、年金記録に同年12月の被保険者期間が含まれておらず、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立期間に係る給与明細書、B社が提出した申立人の退職願、所得税源泉徴収簿、給与所得者異動届及び雇用保険の加入記録により、申立人はA社に平成18年12月31日まで在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成19年1月の給与明細書から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、本来は、申立人が退職した平成18年12月31日の翌日である19年1月1日として届け出るべきところ、誤って退職日の18年12月31日として届け出てしまったと考えられる。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 20 日まで  
② 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 8 月 21 日まで  
③ 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 1 月 31 日まで

3つの事業所で脱退手当金を受給した記録となっているが、脱退手当金の制度すら知らなかったため、絶対に受け取っていない。3つの事業所を退職した際にも退職金をもらった記憶は無く、また、当時は給料も安く、つましい生活を送っていた。勝手に脱退させられたとしたら、そのお金はどこに支払われたのか。領収書若しくは社会保険事務所（当時）が私に支払ったという証拠を見せてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証は、再交付の押印が無く、申立期間に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、当時の事務処理において、脱退手当金を支給した場合には、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証には、その表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前の被保険者期間並びに申立期間②及び申立期間③の間にある被保険者期間の2回についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立期間①、②及び③並びに脱退手当金が支給されていない申立期間②と③の間にある被保険者期間の4回の期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない1回の期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月21日から同年7月1日まで

A社在職時に、昭和51年6月21日付けでB営業所からC営業所に転勤した時の年金記録が1か月空白となっている。継続勤務していたので、調査の上、訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B営業所から同社C営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述により昭和51年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月31日から同年12月1日まで

私の夫は、申立期間に途切れることなく勤務しており、事業主も同様の回答をしているので調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社B支店に継続して勤務していた。」と主張しているところ、健康保険厚生年金保険事業所台帳及びオンライン記録によると、A社B支店は、昭和23年4月1日にC市において厚生年金保険の適用事業所となり、同年12月1日にD市に移転し、A社B支店として再度、新規適用を受けた記録が確認でき、事業主からの回答書及び組員カード及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社B支店に同年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和23年9月の社会保険事務所(当時)の記録から4,200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日について昭和23年12月1日と届出

を行うべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和32年2月1日に、A社B工場における資格喪失日及びC社（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を40年3月21日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、32年1月は1万2,000円、40年2月及び同年3月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月29日から同年2月1日まで  
② 昭和40年2月21日から同年4月23日まで

私は、A社に昭和31年4月25日に入社し、平成12年3月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、本社からB工場に異動した際と同工場からC社に出向した際の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び事業所の回答から判断すると、申立人は、同社及び関連会社であるC社においてそれぞれ継続して勤務し（昭和32年2月1日にA社本社から同社B工場へ異動、及び40年3月21日に同社B工場からC社へ異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和31年12月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社B工場に係る40年1月及びC社に係る同年4月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主は申立てどおりの届出を行い、保険料も納付しており、事業所として誤った処理はしていないと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和48年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年5月1日まで

A社には、昭和38年4月から37年6か月継続して勤務してきた。転勤は何度かあったが、途中で抜けていることは無い。また長期欠勤もしていない。昭和48年3月31日から52年12月16日までは、同社B事業所に勤務していた。申立期間の2か月が抜けているのはおかしいので、記録訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成12年退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、C社から提出された在籍証明書、C社健康保険組合から提出された資格取得・資格喪失証明書及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（同社D工場から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社が保管する社員情報では昭和48年3月16日とされているが、同社が保管するD工場における被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の同工場における資格喪失日が同年3月31日と記載されていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る昭和48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和54年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

昭和34年にA社に正社員として入社し、54年3月にB事業所からC工場に転勤になった。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、D事業所の資格取得年月日が同年4月1日となっており、申立期間の同記録が中断している。

私は、A社の社員として継続して勤務しており、E厚生年金基金の退職年金裁定決議書に記載されている加入員期間欄を見ても、44年4月から平成5年2月までの全期間287月、中断期間0か月であることが確認できる。申立期間について記録訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した人事記録、申立人が保管する厚生年金基金の退職年金裁定決議書（開始）裁定通知書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する厚生年金保険新規適用事業所通知書及び雇用保険適用事業所設置届（事業主控）によると、同社C工場の適用年月日は昭和54年1月16日と記載され、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）では、申立人の資格取得日等は同年3月16日と記録されている。

しかし、事業所番号索引簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当初、昭和54年1月16日と記録されていた同工場の適用年月日は、同年9月28日付けで同年4月1日に訂正され、申立人の資格取得日も、当初の同年3月16日から同年4月1日に訂正されている。

なお、A社C工場の適用年月日に係る当該処理については、合理的理由が見

当たらないとして、既に平成 19 年 9 月 28 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情あっせんに基づき、同工場の適用年月日を昭和 54 年 1 月 16 日に訂正する処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 54 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格取得年月日訂正前の記録から、32 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

A社は、平成18年12月20日に申立人に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁(当時)に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、21年11月2日に、社会保険事務所(当時)に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、平成18年12月20日に19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月2日に、申立期間に係る賞与支払額の届出を行っていることが確認できる上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月20日は22万5,000円、19年7月31日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年7月31日

A社は、平成18年12月20日、19年7月31日に申立人に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、21年11月2日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、平成18年12月20日に22万5,000円、19年7月31日に25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月2日

に、申立期間に係る賞与支払額の届出を行っていることが確認できる上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日

A社は、平成19年7月31日に申立人に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、21年11月2日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、平成19年7月31日に7万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月2日に、申立期間に係る賞与支払額の届出を行っていることが確認できる上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

A社は、平成18年12月20日に申立人に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁(当時)に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、21年11月2日に、社会保険事務所(当時)に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、平成18年12月20日に19万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月2日に、申立期間に係る賞与支払額の届出を行っていることが確認できる上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月20日は22万5,000円、19年7月31日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年7月31日

A社は、平成18年12月20日、19年7月31日に申立人に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、21年11月2日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しから、申立人は、平成18年12月20日に22万5,000円、19年7月31日に25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年11月2日

に、申立期間に係る賞与支払額の届出を行っていることが確認できる上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から45年8月まで

私が長男を出産した昭和40年\*月に、母から国民年金の任意加入を勧められ、同年12月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、付加保険料も合わせて納付することとした。国民年金加入後は、夫の転勤に伴い45年8月に引っ越すまでは、自宅近くの郵便局で保険料を郵便振替で納付していた。48年4月に、再度国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまで、保険料を付加分も合わせて納付してきた。

年金記録を確認したところ、昭和48年4月に国民年金に加入した記録になっており、40年12月から45年8月までの記録が欠落しているため、第三者委員会に記録の訂正を申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年12月ごろ、A市役所において国民年金の任意加入の手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、申立人は、48年4月18日付けで国民年金の任意加入被保険者として資格を取得していることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、同日付で社会保険事務所(当時)において払い出されていることが確認できる上、申立人が国民年金の任意加入の手続を行ったとする40年12月ごろ、申立人に対し、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和40年12月に任意加入した後、45年8月まで、国民年金保険料を郵便局で納付したとしているが、A市によると、同年4月まで、国民年金保険料は印紙検認方式により収納していたとしており、申立人が主張する収納方法と相違している。

さらに、申立人は、昭和40年12月に任意加入の手続を行った際、A市役所において、通常の国民年金保険料に上乗せして納めると受給する年金額が増えると説明を受けた上で、上記任意加入当初から、同保険料に加えて付加保険料の納付を行ったと主張しているが、付加保険料（制度導入当初は所得比例制保険料）の納付が開始されたのは45年10月分からであることから、申立期間は、制度上、付加保険料を納付することはできなかった期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年1月から53年12月まで

私は、将来のことを考えて、絶対に入っておかなければ老後に年金をもらえないと思ったので、結婚退職後の昭和52年2月に国民年金に任意加入し、3か月ごとの保険料として7,000円ぐらいを銀行で納付していた。その後、54年に年金手帳が送られてきた。

社会保険事務所(当時)で、昭和54年1月からの加入とされており、それ以前は未加入となっていると説明を受けたが、納付できないので申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月に、国民年金の任意加入の手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、53年11月27日に払い出されていることが確認できるが、52年2月ごろに、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、初めて被保険者となった日は、昭和54年1月26日と記載されており、同日に国民年金の任意加入被保険者として資格取得し、付加保険料の納付申出を行っていることが確認できるところ、申立期間のうち、婚姻後の52年3月から53年12月までの期間については、国民年金の任意加入の対象期間であることから、申立人は、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年8月までの期間及び62年12月から63年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月から同年8月まで  
② 昭和62年12月から63年6月まで

私は、早くから父を亡くし、母が苦勞したのを見聞きしていたので、将来のことを考え、年金にはすべて加入してきた。国民年金についてはA市役所や社会保険事務所（当時）へ行って加入手続を行い、納付書で納付してきた。二通りの方法があったと聞いたが、将来のことを考え保険料が高い方で納付した。ところが、最近になって年金記録を確認すると、今まで苦勞して支払ってきたはずなのに、未納となっている期間があり納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和53年5月18日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間①の全期間及び②のうち昭和62年12月は未加入期間と記録されていることが確認できる上、申立期間②のうち63年1月から同年6月までの期間については、第3号被保険者の資格記録の追加が行われた平成19年10月までは、未加入期間と記録されていたことが確認できる。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄を見ると、申立期間①及び②の期間に係る被保険者資格は、記載されていないことが確認できる。以上のことを踏まえると、申立人が、申立期間①及び②の期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から50年3月まで  
② 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、国民年金手帳を受け取り、最初のころは、郵便局で国民年金保険料を納付していたが、その後は、集金人に保険料を納付していた。37年から38年ごろ、集金人に渡した国民年金手帳が不明になり、52年から53年ごろ、その手帳が送り返されてきた。A市で納付していた申立期間①について、未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②について、重複納付した国民年金保険料を昭和54年1月に還付したと社会保険事務所（当時）から説明を受けたが、還付された覚えは無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和52年7月20日に払い出されていることが確認できる上、マイクロ台帳によると、申立人は、昭和50年度及び51年度の国民年金保険料を上記払出日以降に過年度納付していることが確認できることから、上記同手帳記号番号の払出し時点において、申立期間①は時効により納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①のうちの大部分について、国民年金手帳を所持せず、A市で国民年金保険料を納付していたとしているところ、同市によると、昭和47年度までの国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する印紙検認方式であったとしている上、戸籍の附票によると、申立人の住所地は、昭和37年2月12日にA市からB市に転居していることが

確認できることから、同日以後にA市で国民年金保険料を納付できたとは考え難く、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人が所持する当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収書によると、昭和53年1月6日及び54年1月10日に重複して同保険料を納付していることが確認できるところ、マイクロ台帳によると、申立期間②の同保険料については、重複納付による徴収決定外誤納として、2回目の納付日直後の54年1月13日に還付決定され、還付金額及び還付期間は適正に記録されていることが確認できるなど、一連の還付の事務処理に不自然な点はうかがえず、ほかに、申立人の国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年8月まで

私は平成3年に60歳となり、保険料納付が終了となる通知をもらったことによって、いったん国民年金の保険料納付をやめていたが、そのころに65歳まで任意で加入して保険料を納付することができると聞いたので、2、3か月後に市役所で加入手続を行った。その時に、任意加入の場合はさかのぼって保険料を納められないと言われ、その期間(2、3か月)だけ掛けられなかったことをはっきり覚えている。ねんきん特別便では、5年に手続を行ったことになっているが、そんなはずはなく、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳となった平成3年\*月ごろに、申立人の知人から65歳まで国民年金に任意で加入することができると聞き、2、3か月後に任意加入の手続を行った上で、申立人が所持しているメモ紙にその旨を記入したと主張しているが、同年8月ごろに国民年金被保険者資格を再取得したとする記憶が曖昧である上、このころに同資格を再取得したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳の被保険者資格欄には、申立人が60歳となる平成3年\*月\*日に第1号被保険者の資格を喪失し、5年9月20日に任意加入被保険者として資格取得した旨が記載されている上、市が保管する国民年金台帳においても同様の記載が確認できることから、申立人はこのころに任意加入したものと推認され、任意加入である申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

さらに、上記のメモ紙以外に申立期間に係る国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1674

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から50年4月まで

私は、母親の保険料を集金に来ていた女性の集金人の強い勧めにより、国民年金に加入した。保険料は母親と一緒に支払ってくれていた。

ねんきん特別便が自宅に送られ、母親が20歳から支払ってくれていた期間が未納であることを知り、大変驚いた。調査して年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年4月に払い出されていることが推認でき、このころに加入手続が行われたものと推認されるところ、この時点では、時効により申立期間の保険料を納付することができない上、申立期間の保険料を納付するには特例納付(第3回特例納付実施時期は53年7月から55年6月まで)によることになるが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことは無いとしている。

また、国民年金被保険者原票及び市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の保険料納付は確認できない上、申立人自身は納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母親は既に死亡していることから、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立期間について、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、夫に勧められたこともあり、国民年金制度発足と同時に加入し、60歳になる前の平成5年7月まで保険料を支払続けた。途中で払わなかったことはなく、申立期間についても集金人が来て保険料を払っていた。ずっと保険料を払い続けているはずであり、全期間納めているのに未納記録があることはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫と共に国民年金制度発足当時から加入し、自営店舗に来ていた集金員に保険料を払い続けていたと主張しているが、申立人の夫が集金員に保険料を手渡ししていたこと以外の記憶が無く、具体的な供述が得られない。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は既に亡くなっており、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係る納付状況が不明である上、オンライン記録によると、当該期間については申立人の夫も保険料が未納となっている。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和35年ごろに父親に勧められて、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を作ってくれた。36年3月に結婚し、A市に転居した際に、夫は会社員だったので任意加入への切替手続きを行い、同市で集金人に保険料を納めていた。その後、38年に夫が会社を設立したので、39年3月に国民年金をやめた。

ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。父親から渡された国民年金手帳で、間違いなく保険料を納めていたのに、記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月に結婚し、B市からA市に転居した際、国民年金の任意加入への切替手続きを行い、同市で国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、B市が保管する国民年金被保険者名簿によると、結婚に伴う氏名変更が記載されていない上、申立人に係る同市からA市への住所変更は、37年5月と記載されていることが確認できることから、その時まで、申立人の居所が把握できていなかったものと推認され、36年3月ごろに、申立人が国民年金の切替手続きを行ったとする状況はうかがえない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和35年12月2日に払い出されていることが確認できるが、B市からA市への転出に伴う国民年金被保険者台帳が移管された記載がないことから、申立人が、同市で納付を行ったとする状況も確認できない。

さらに、申立人が、昭和47年3月にA市で国民年金に任意加入した際、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるとこ

ろ、同手帳記号番号のマイクロ台帳を見ると、上記、35年12月に払い出された国民年金手帳記号番号の納付記録は未納であったことを示す「全部未納」と記載されていることが確認できることから、申立期間の保険料納付は無かったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで

私は、第一次オイルショックのころ、A事業所に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

B社に照会したところ、同社は、申立期間のうち昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 1 月 31 日までの期間において、私がC事業所に在職していたと回答している。

しかし、勤務先も雇用形態も以前と変わりがなかったのに、C事業所で勤務していたことになっているのは不自然である。私は、申立期間においてA事業所に勤務していたはずであり、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は申立期間においてA事業所で勤務していたのに、B社は、私が申立期間のうち昭和 48 年 8 月 1 日から 49 年 1 月 31 日までの期間において同事業所ではなくC事業所に所属していたと、誤った説明をしている。」と主張しているが、申立期間当時の複数の元従業員が、「A事業所とC事業所は同じ建物内にあり、事務室も一緒に、申立人は両事業所の仕事を兼務していた。申立期間において申立人と同様の身分である臨時職員は申立人以外に在籍していない。」と証言している。このことから、申立人は、申立期間の一部において、A事業所及びC事業所の事務室で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所及びC事業所が、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立期間当時、両事業所の事務を兼務していた事務主任は、「私以外に社会保険関係業務を担当する者はいなかったが、私は、在任期間中、雇用保

険、健康保険及び厚生年金保険の業務を行った記憶は全く無い。」と回答している。

さらに、申立人の雇用保険被保険者記録は、申立期間より前にA事業所で勤務していた期間（昭和40年4月1日から41年3月31日までの期間及び同年5月1日から45年3月31日までの期間）については確認できるものの、申立期間については確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 15 日まで  
② 昭和 21 年 1 月 1 日から同年 12 月 29 日まで

私は、昭和 16 年 10 月から 20 年 10 月まで A 社で勤務し、その後、21 年 1 月から 22 年 4 月まで B 社 C 工場で勤務していた。

平成 19 年 6 月に受け取った社会保険業務センター（当時）からの回答票では、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 15 日までの期間及び 21 年 1 月 1 日から同年 12 月 29 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取ったこととなっていた。

しかし、私は、昭和 22 年 4 月まで B 社 C 工場に在職しており、厚生年金保険を脱退した覚えは無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、申立期間の脱退手当金に係る資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給年月日等が記載されている上、「脱手支給報告書作成済」というゴム印が押されていることが確認できる。

また、当該脱退手当金については、申立人が支給決定日（昭和 22 年 5 月 21 日）より前に勤務していた A 社及び B 社 C 工場の厚生年金保険被保険者期間が漏れなく計算の基礎とされている上、申立人の B 社 C 工場における同資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 23 年 5 月 21 日に D 社で厚生年金保険に加入し、それ以降も複数の厚生年金保険被保険者期間がある

ことが確認できるところ、当該事業所で加入以降、継続して使用されている厚生年金保険被保険者番号は、申立期間の事業所とは別番号で管理されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 55 年 11 月 1 日まで  
A社を退職後、B社から誘いを受け昭和 53 年 11 月 1 日から勤務することとなった。年金記録の訂正を願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 11 月 1 日から B社で勤務していたと主張しているが、申立人に係る同社の雇用保険被保険者記録によると、申立人は、55 年 11 月 1 日に同資格を取得しており、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

また、申立人が記憶する元同僚は、「私は庶務や会計の仕事をしていたが、社会保険や労働保険に関する事務手続は、社会保険労務士に頼っていたので会社として間違いはしていない。B社は昭和 53 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所になったことを覚えているが、その時点で申立人はいなかった。申立人の入社時期について、同社で経理事務の仕事をするために入社した銀行員だった元従業員と同時期だった。」と証言しており、申立人も、自身の入社時期は当該元従業員と同時期であったと供述しているところ、当該元従業員は、55 年 11 月 1 日に B社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認するため、本来ならば、他の同僚等への調査を行う必要があるが、申立人は、上記証言をした元同僚以外への調査を行わないよう希望していることから、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社は既に廃業しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、申立期間当時の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の記録

の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 1 日から 55 年 6 月 20 日まで

私は、A社が保有するB丸の船長として、昭和 48 年 6 月 13 日から 55 年 6 月 20 日までの間、継続して乗船していたが、申立期間の船員保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年 6 月 13 日から 55 年 6 月 20 日までの間、A社が保有するB丸の船長として、継続して乗船していた。」と主張しているところ、申立人と同時期に当該船舶に乗船していたとする申立人の弟は、「兄は、別の事業所に転職するまでの間、B丸に乗船していた。」と証言している。

しかしながら、A社に係る船舶所有者被保険者名簿によると、同社は、昭和 51 年 9 月 1 日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっており、54 年 8 月 1 日付けで再度適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間のうち、51 年 9 月 1 日から 54 年 7 月 31 日までの期間は船員保険の適用事業所でない期間である。

また、申立期間当時のA社の事業主である申立人の父親は既に死亡している上、同社の現在の事業主である申立人の弟は、「申立期間当時の資料は残っていない。」と証言しており、申立期間同時に同社の船員保険に係る届出等を代行していたとするC共同組合は、「同社に係る資料を確認したが、昭和 48 年 6 月 13 日の資格取得の記載しか確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社に係る船舶所有者被保険者名簿によると、申立人が昭和 51 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失した後の同年 11 月 5 日付けで被保険者証を返納したことを示す「証返」が記載されていることが確認できる上、同社が 54

年8月1日付けで再度適用事業所となった以降についても、当該名簿において申立人の氏名は確認することができず、被保険者証の番号に欠番は無く、当該名簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 26 日から 40 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月に A 社に入社し、派遣先の B 社において業務を行っており、40 年 4 月 30 日まで勤務していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 39 年 4 月に A 社に入社し、派遣先の B 社において 40 年 4 月 30 日に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記によると、同社は既に解散し、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において同社で厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 20 人を把握し、申立人の勤務実態について聞き取りを行った結果、14 人から回答があったが、14 人全員が「申立人を記憶していない。」と証言している上、B 社においても、「申立人が勤務したとする職場における当時の責任者については不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記 14 人の元従業員のうち、申立人と同様に A 社で採用され、申立人とは異なる派遣先で勤務していたとする 2 人は、「勤務した期間と厚生年金保険の記録は一致している。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の氏名を確認することはできず、オンライン記録においても、申立人が記憶する同社のアルバイト店員の氏名を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 28 日から 35 年 2 月 25 日まで

私は、昭和 28 年 3 月 28 日から 35 年 2 月 25 日までの間、A社B工場で勤務したが、私の年金記録を見ると、申立期間について脱退手当金が支給された記録とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が退職した時期の昭和 33 年 1 月 18 日から 38 年 12 月 28 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた者は申立人を含み 38 人確認できるが、申立人を含む 34 人について脱退手当金の支給記録があり、そのうち 21 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年を超えて脱退手当金の支給決定がなされているところ、同社を退職後、脱退手当金を受け取ったとする元従業員が、「事業所から脱退手当金の説明を受け、退職金とは別に受給し、「脱」印が押された厚生年金保険被保険者証を所持している。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主によって脱退手当金の請求に関する何らかの関与が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月から同年 8 月まで  
② 昭和 41 年 5 月から同年 7 月まで

私は、昭和 40 年 7 月ごろ、公共職業安定所の紹介により A 社に B 職として採用されたが、初めての給与が支払われてから 2、3 週間後に同社を退職した（申立期間①）。

また、昭和 41 年 5 月ごろには、これも公共職業安定所の紹介により C 社に B 職として採用された。しかし、D 職に就いたまま 2 か月経過しても B 職に異動せず、上司から、「このまま、D 職として継続してほしい。」と言われたので、退職した（申立期間②）。

40 数年以上も前のことで詳細な記憶や当時の関係資料も残っていないが、どちらの事業所も公共職業安定所の紹介により正社員として採用されたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立人は、「A 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①を含む昭和 40 年 1 月から同年 12 月までの 1 年間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した延べ 76 人の中に、申立人の氏名は確認できない上、同索引簿及び同原票の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認するため、同僚や事業所等に対する調査を行う必要があるが、申立人は、A 社に対する照会や元同僚への調査を行わないよう希望していることから、申立人の当時の勤務実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

2 申立期間②について、オンライン記録及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②を含む昭和41年1月から同年12月までの1年間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した延べ15人のうち、住所等が確認できた9人に申立人の勤務実態について文書照会したところ、回答があった8人全員が申立人を記憶していないと回答しており、申立人の同社における勤務実態が確認できない。

また、上記8人のうち5人は、「入社日と厚生年金保険の加入時期との間に相違（1か月から6か月程度）がある。」と回答している上、C社の元事務担当者は、「C社では3か月から6か月程度の試用期間を設けており、入社と同時に社会保険に加入させていなかった。私自身も昭和33年3月1日に新卒採用で同社に入社したが、厚生年金保険は、入社から約半年後の同年7月10日から加入している。」と証言している。

これらのことから判断すると、C社では、必ずしも入社と同時に従業員を社会保険に加入させていたわけではなかったことが考えられる。

さらに、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている被保険者の中に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、C社の元事業主は、「同社は経営不振のため平成12年9月\*日に解散しており、関連資料も現存しないことから、当時の詳細な状況については不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年1月21日から22年7月1日まで

私は、祖父母の健康上の都合で退職し、本籍地に戻り、昭和28年ごろまで自営業をしていた。脱退手当金の制度について、全く知らなかったので、受け取ったはずがない。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和22年9月8日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和22年9月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る事業所を退職後、28年3月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月ごろから20年9月ごろまで  
② 昭和39年7月10日から41年3月ごろまで  
③ 昭和50年6月ごろから53年8月ごろまで  
④ 昭和55年8月15日から56年6月ごろまで

私は、長兄の紹介で昭和20年4月ごろから同年9月ごろまではA社（現在は、B社）に勤務し、その後、公共職業安定所の紹介等により39年7月10日から41年3月ごろまではC社、50年6月ごろから53年8月ごろまではD社、55年8月15日から56年6月ごろまではE社においてそれぞれ勤務したと記憶しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、B社が保管する申立人に係る入社名簿及び退社名簿によると、申立人は、A社に昭和20年4月25日に入社し、同年9月30日に退社していることから、申立人が申立期間に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料として入社名簿及び退社名簿しか残っていないため、厚生年金保険料を控除していたのか否かについては不明である。」と回答している上、同社が保管する入社名簿において申立人と同時期に入社した元従業員の中には、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できない者が存在する。

また、申立人をA社に紹介した申立人の長兄は既に死亡している上、上記の入社名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できる元従業員は、全員の所在が不明であり、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する元同僚4人のうち、唯一連絡先が判明した元同僚は、「1年ぐらい試用期間があった。」と証言している。

これらのことから判断すると、当該事業所は必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、また、加入させた従業員についても入社から相当期間経過後加入させていたことが考えられる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C社において勤務していた。」と主張しているが、日本年金機構F事務センターは、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。」としている上、所在地を管轄する法務局においても、当該事業所に係る商業登記は無い。

また、申立人が記憶するC社の事業主及び元同僚4人については、個人を特定することができないため、当時の状況について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「D社において勤務した。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立期間において申立人が供述するD社と同名の事業所が適用事業所として確認できるものの、当該事業所の所在地はG市であり、申立人が勤務したと記憶する事業所の所在地（H市）とは異なっている。

また、商業登記によると、D社は、昭和30年11月\*日にH市で設立されていることが確認できるものの、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

さらに、申立人が記憶するD社の元同僚二人については、個人を特定することができないため、当時の状況について確認することができない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「E社において勤務した。」と主張しているが、日本年金機構F事務センターは、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。」としている上、所在地を管轄する法務局においても、当該事業所に係る商業登記は無い。

また、申立人が記憶するE社の事業主については、個人を特定することができない上、申立人は元同僚の氏名を記憶していないため、当時の状況について確認することができない。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から平成 5 年 8 月まで

私は、A社で働いていた期間、失業保険に加入していたのに、申立期間の厚生年金保険の期間が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録及び同社の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の元取締役は、「正規職員は、厚生年金保険に加入し、厚生年金基金にも加入していたが、下請会社の従業員や短期雇用の季節労働者は一般労務員であり、厚生年金保険には加入せず、それぞれ地元で国民年金に加入していたと思う。同社の社員名簿に申立人の名前があった記憶は無い。」と証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員は、「同社では、正社員（甲種）は強制的に厚生年金保険に加入させていたが、請負社員（乙種）や作業員は現場で採用されたことから、国民健康保険と雇用保険のみの加入であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、B厚生年金基金は、「A社は、昭和 63 年 9 月 1 日に加入し、平成 5 年 8 月 11 日に適用事業所ではなくなっているが、申立人の加入記録については確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間について同じ現場で一緒に働いていたと記憶する元同僚の申立期間に係る年金記録については、国民年金に加入しており、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間

において被保険者資格を取得している者の中に申立人及び申立人が記憶する元同僚の氏名は確認できない上、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 5 月 1 日から 32 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 32 年 12 月 30 日から 34 年 1 月 30 日まで

申立期間①について、昭和 26 年 4 月 1 日から A 社に就職し、7 月の給与から社会保険料、雇用保険料合わせて 45 円を控除され始めたのを鮮明に記憶している。申立期間②及び③について、昭和 29 年 5 月ごろに B 社（後に、C 社）に就職したが、法人設立前の 32 年 5 月までと、32 年 12 月 30 日から 34 年 1 月 30 日までの間年金記録が欠落している。調査の上、厚生年金保険被保険者記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、元同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も確認できないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できた 21 人のうち、所在が確認できた一人に申立人の勤務実態についての照会を行い、回答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

さらに、申立人は、中学校を卒業後、昭和 26 年 4 月 1 日から勤務し始め、同年 7 月から厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 7 月に資格取得してい

る者は見当たらず、申立人と同じように中学校を卒業後入社したと思われる二人についても、それぞれ同年9月1日、同年10月1日の資格取得日になっていることから、当該事業所はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

2 申立期間②について、C社の商業登記簿謄本によると、同事業所は昭和32年1月\*日に法人設立しており、オンライン記録によると、同年6月1日に厚生年金保険の新規適用を受けており、申立期間②は当該事業所が厚生年金保険の適用前であることが確認できる。

3 申立期間③について、元従業員の一人は、「申立人とバトンタッチで入社した。」と回答しているところ、当該元従業員の資格取得日は昭和34年12月1日であることが確認できることから、申立人が申立期間③について、C社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記元従業員は、「自分自身の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和34年12月1日で、5年ほど在籍したが年金記録は1年ほどしかない。」と証言していることから、当該事業所においては、必ずしも在籍していたすべての期間について厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録により、申立期間③当時、C社に係る厚生年金保険の被保険者資格が確認できた46人のうち、所在が確認できた15人に申立人の勤務実態についての照会を行ったところ、12人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 10 日から 37 年 9 月 30 日まで

私は、昭和 35 年 3 月から 37 年 9 月までの間、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、その間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金を 38 年 3 月 9 日に受給したとされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 3 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社を退職した時期と同時期の昭和 36 年から 38 年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同性の従業員のうち、脱退手当金の受給資格を有していた者は申立人を含み 25 人確認できるが、申立人を含む 16 人について脱退手当金が支給された記録があり、そのうち 13 人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。さらに、複数の元従業員は、「事業所の総務担当者から脱退手当金に関する説明を受けて受給した。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間における脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 2 月ごろから 22 年 3 月まで  
② 昭和 22 年 3 月ごろから 23 年春ごろまで

私は、昭和 21 年 2 月ごろから 22 年 3 月まで、A 社の「B 店」に勤務し、C 職を担当していた。厚生年金保険の記録がないとは信じられない。また、22 年 3 月ごろから 23 年春ごろまで、D 社で C 職を担当していた。調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の複数の元従業員の証言により、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が A 社内の B 店で勤務していたことは推認できる。

また、A 社の元従業員二人は、「B 店は A 社と同じ建物内にあったものの、当時の同社の専務取締役の個人経営であり、同社とは別の事業所であった。」と証言しているところ、申立人は、B 店に就職したいきさつについて、「通りを歩いていたら、活気のある店があり、近寄って見ていたら、専務に声をかけられた。E 社で C 職を担当していたと話したら、即刻採用された。」と供述していることから、申立人が B 店に直接雇用された従業員であったことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、類似する名称の事業所も見当たらない。

なお、健康保険厚生年金保険事業所台帳によると、A 社は、昭和 22 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は申立期間に係る事業所の名称を、「D社」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、当該事業所が関係すると考えられる団体等に照会したが事業所名は明らかではない。

また、申立人は元同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚等へ調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月1日から36年2月21日まで  
私は、在職証明書のとおり、昭和34年11月1日にA社に入社したので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、昭和36年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人を含めて29人確認できるが、そのうちの一人は、「私は、同日より1年くらい前に入社した。厚生年金保険に加入する前の期間について、給与から同保険料が控除されていたかどうか分からない。」と証言している。

さらに、上記の被保険者名簿によると、昭和36年2月21日に資格取得した上記の29人中13人は、35年3月1日又は同年4月1日に同社における被保険者資格を喪失し、再度取得した者であることが確認でき、このうちの二人は、「資格喪失後も引き続き同社で勤務していた。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社では、必ずしも従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる手続は行っておらず、申立人の加入手続は、他の被保険者とともに昭和36年2月21日に、まとめて行ったものと推認される。

なお、A社は、「当時の資料が残っていないため、厚生年金保険の取扱状況は不明であるが、厚生年金保険に加入していない期間において、給与から保険料を控除することは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。